



## 【参考資料】

転載元 <http://www.udit.jp/news/old-news/538.html>

障害者権利条約の政府公定訳案に反対する

政府は、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された「国連障害者の権利に関する条約（英語）」の公定訳を作成し、国会上程、批准する準備を進めています。現在公にされている和文は外務省仮訳と呼ばれるものですが、これ以外に民主党の谷ひろゆき議員が外務省から入手した検討中のもの、いわゆる「2009年雛祭バージョン」があります。現時点の最新版であるこの「雛祭りバージョン」には、次のような問題があり賛成できません。

1. ICT (Information and Communication Technology)の訳が「情報通信機器」になっています。日本のIT戦略本部など、どの省でも、あきらかにこれはITと同義であって「情報通信技術」と訳されています。「機器」には、ソフトウェアやコンテンツ、ネット上のサービスなどを含めることができません。ハードウェアだけが対象になるのは、絶対避けるべきです。また、文脈から機器に統一した、という説明もあるようですが、本文の「ICTとシステム」という文脈の中であっても、テクノロジーは技術と訳すべきです。ハード、ソフト、アプリケーション、コンテンツなどの個々の技術要素がテクノロジーで、それらを選択して一連の流れに組んでいくことがシステムだからです。また、ユーザーが使うのは機器だけだからという意見もありますが、センサーなどが増える今後のユビキタス情報社会においては、目に見える機器だけをユーザーが使うとは言い切れません。21世紀に通用する訳文をお願いしたいです。
2. AT (Assistive Technology)の訳が「支援機器」になっています。これも1990年ごろから広く「支援技術」という用語が使用されてきました。これもハードウェア、ソフトウェア、及びサービスが揃ってこそその「技術」です。たとえばDAISYも、機器だけでなく、ソフトやコンテンツがあって初めて役に立ちます。ATは80年代においては車椅子などの機器を指す用語でしたが、90年代以降はさまざまな技術を示す、より広い概念になっています。これも、時代にあった訳語をお願いします。
3. アクセス、アクセシビリティといった言葉が全部置き換えられています。インターネットにアクセスする、という一般的な言葉は、そのまま残すべきです。「利用する機会を有する」などという言い回しに置き換わっていますが、本来は当事者が主体的にアクセスする権利を定めたもので、誰かに与えられるものではないはずです。「アクセシビリティ」も同様です。今回、ユニバーサルデザインはそのまま残ったのに、「アクセス」「アクセシビリティ」が消えたのは大変残念です。海外ではあまりにも一般的な用語であるため大量に使われすぎていて、却って消されてしまいました。－後略